

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2018.12.3



自分だけの投資スタイル、探せる、見つかる。
ノーロード・インデックスファンド・シリーズ。

eMAXIS
イーマックス

eMAXIS専用サイト <https://emaxis.jp/>

eMAXIS Neo バーチャルリアリティ

追加型投信／内外／株式／インデックス型

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	内外	株式	インデックス型	その他資産	年1回	グローバル(日本を含む)	ファミリーファンド	なし	その他(Kensho Virtual Reality Index (配当込み、円換算ベース))

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(株式 一般)です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「eMAXIS Neo バーチャルリアリティ」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年11月15日に関東財務局長に提出しており、2018年12月1日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJ国際投信株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産総額

13兆8,413億円
(2018年8月31日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufg.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。



投資のインフラに“革新”をプラス。

将来性や高い成長性が期待できる様々な革新的テーマへの投資機会を、より多くのお客さまへ提供したい。そのような思いからeMAXIS Neoは誕生しました。

eMAXIS Neoは、革新的テーマを対象とする様々な特徴ある指数に連動することをめざす、新時代のノーロード・インデックスファンド・シリーズです。投資初心者の方から投資経験が豊富な方まで幅広く、投資機会のみならず「わくわく感」をお届けすることができますと私たちは考えています。

当ファンドは、米国の金融商品取引所に上場している、日本を含む世界各国のバーチャルリアリティ関連企業の株式等に投資を行い、Kensho Virtual Reality Index(配当込み、円換算ベース)に連動することをめざすファンドです。

当ファンドをお客さまの資産形成のツールのひとつとして活用頂けますと幸いです。

2018年11月

三菱UFJ国際投信



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

Kensho Virtual Reality Index(配当込み、円換算ベース)の値動きに連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

特色

1

Kensho Virtual Reality Index(配当込み、円換算ベース)^{*}に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- Kensho Virtual Reality Index(配当込み、円換算ベース)をベンチマーク(以下「対象インデックス」という場合があります。)とします。

<Kensho Virtual Reality Indexについて>

AIを活用し、企業の開示情報などの膨大な文献を自動的に処理すること等を通じて、第4次産業革命^{*1}の原動力となる技術群(テーマ)に沿った銘柄を選定する「Kenshoニューエコノミー指数」の一つです。このインデックスでは、バーチャルリアリティ関連企業^{*2}の銘柄を選定します。

- *1 第4次産業革命とは、モノのインターネット「IoT(Internet of Things)」や「人工知能(AI)」等による技術革新によって、産業を大きく変革しようとする取り組み。
- *2 バーチャルリアリティ関連企業とは、対象インデックスを提供するKensho Technologies,LLC(以下、Kensho社)が考える、バーチャルリアリティに関連する製品やサービスを提供する企業をいいます。

KENSHO

Kensho社は、データ分析・機械学習・自然言語処理などを強みとする米国のテクノロジー企業であり、米国大手指数提供会社のS&P Global Inc.の100%子会社です。

- ※ Kensho Virtual Reality Index(配当込み、円換算ベース)は、Kensho Virtual Reality Index(配当込み、米ドルベース)をもとに委託会社が計算したものです。
- ※ 2018年12月10日に、対象インデックスの名称がS&P Kensho Virtual Reality Indexへ変更となる予定です。なお、対象インデックスの内容について変更を行うものではありません。また、この変更はファンドの運用方針および運用プロセスに影響を及ぼすものではありません。

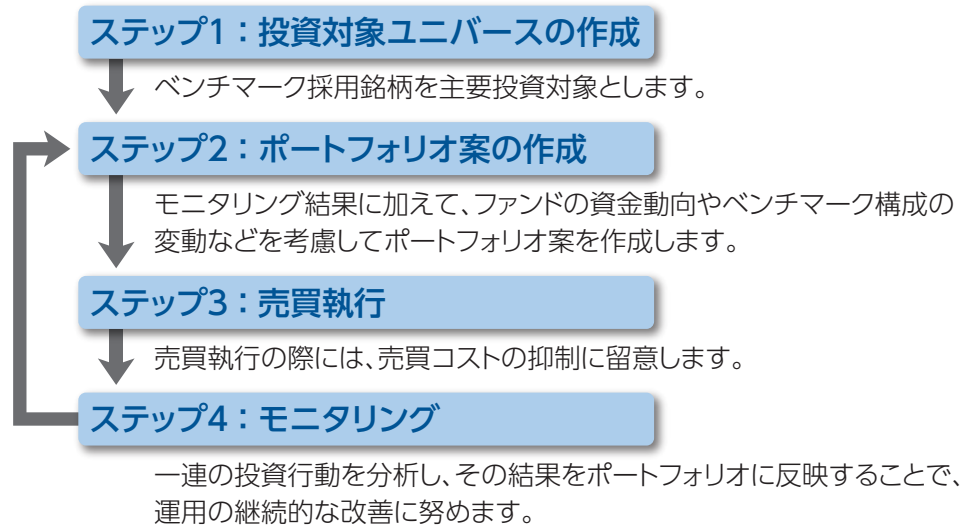
特色

2

主として、米国の金融商品取引所に上場している、日本を含む世界各国のバーチャルリアリティ関連企業の株式等(DR(預託証券)を含みます。)に投資します。

- 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式等の実質投資比率が100%を超える場合があります。
※実際の運用はバーチャルリアリティ関連株式インデックスマザーファンドを通じて行います。
- DR(預託証券)とは、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

<運用プロセスのイメージ>



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ (<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>) でご覧いただけます。

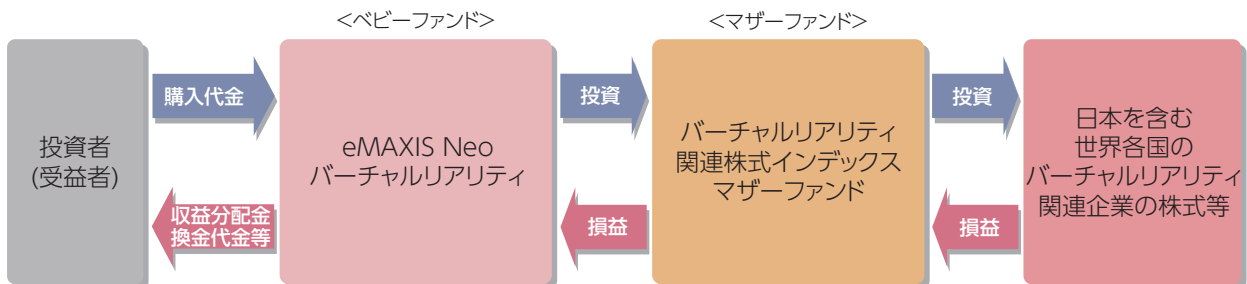


原則として、為替ヘッジは行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

■ ファンドの仕組み

運用は主にバーチャルリアリティ関連株式インデックスマザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国のバーチャルリアリティ関連企業の株式等へ投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

株式	株式への実質投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。


■分配方針

- 年1回の決算時(8月17日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(初回決算日は、2019年8月19日です。)

 Kensho Virtual Reality Indexとは、Kensho社が提供するバーチャルリアリティ関連企業の株式で構成された指数です。AIを活用し、企業の開示情報などの膨大な文献を自動的に処理する手法を通じて、米国の金融商品取引所に上場している、日本を含む世界各国の企業の銘柄を選定しています。Kensho Virtual Reality Index(配当込み、円換算ベース)は、Kensho Virtual Reality Index(配当込み、米ドルベース)をもとに委託会社が計算したものです。

©2017-2018 Kensho Technologies,LLC(Kensho)は、本商品の指数スポンサーであり、委託会社に対して、本商品に関してKenshoが有する本指数の利用を許諾しています。ここで参照される名称および商標は、全てそれぞれが有する資産となります。

本商品は、Kenshoがスポンサー行為、保証、販売または販売促進を行うものではありません。本指数は、本商品を考慮することなく決定、構成および計算されるものであり、Kenshoは、本指数の決定、構成または計算にあたり、本商品の所有者の要望を考慮する義務を負いません。Kenshoは、本商品の所有者またはいかなる一般人に対しても、特に本商品への投資の当否に関して、明示的にも暗示的にも、何ら表明または保証を行いません。Kenshoは、証券の価値に関して、または証券、スワップ取引、証券関連スワップ契約もしくはその他のコモディティの売買にかかる契約等商品への投資の当否に関して、投資助言を提供するものではなく、また分析もしくは報告を公表・頒布するものではありません。本指数は、投資助言にあたるものではなく、またそのようにみなしたり、または解釈されるべきではありません。

Kenshoは、その可能性について知らされていたかにかかわらず、いかなる場合においても、本指数、本指数値またはその構成銘柄情報を使用する者(本商品の投資家を含みますが、これに制限されることはありません。)に対し、本指数の設計、編集、計算、メンテナンスもしくはスポンサー行為または本商品に関連して生じるかかる損失、損害、費用、料金、支出その他のあらゆる債務について、それが特別的、懲罰的、間接的または派生的な損失、損害、費用、料金、支出その他のあらゆる責任(事業機会の逸失、逸失利益、時間の損失およびのれんの損失を含みます。)であるかを問わず、一切の責任を負いません。

本商品は、本指数の計算代理人であるSolactive AG(Solactive)がスポンサー行為、販売促進、販売またはその他の方法によるサポートを行うものではなく、またSolactiveは、いかなる時点においても、またはいかなる点においても、本指数および本指数の商標もしくはそのいずれか、または本指数値の利用によりある時点でまたは何らかの点において生じる結果について、明示的にもまたは暗示的にも、何ら保証するものではありません。本指数は、Solactiveが計算および公表を行います。Solactiveは、本指数が正確に計算されることが確保されるよう、最善の努力を尽くします。Solactiveは、Kenshoに対する自らの義務とは関係なく、第三者(本商品の投資家および金融仲介業者またはそのいずれかを含みますが、これらに限定されません。)に対し、本指数における誤りを指摘する義務を負いません。Solactiveが本指数の公表、または本商品に関連して使用することを目的として本指数もしくは本指数の商標のライセンスを付与したことは、いずれにおいても、Solactiveが本商品への投資を推奨するものではなく、また本商品への投資に関して、何らSolactiveが保証または意見を表明するものではありません。

※2018年12月10日に、対象インデックスの名称がS&P Kensho Virtual Reality Indexへ、本指数の計算代理人がS&P Dow Jones Indicesへ変更となる予定です。なお、対象インデックスの内容について変更を行うものではありません。また、この変更はファンドの運用方針および運用プロセスに影響を及ぼすものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

為替変動 リスク

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

特定のテーマに 沿った銘柄に 投資するリスク

ファンドは、特定のテーマ(バーチャルリアリティ)に沿った銘柄に投資するため、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広い銘柄に分散投資する場合と比べてファンドの基準価額が大きく変動する場合があります。

ファンドは、中小型株にも投資を行うため、大型株中心に投資する場合に比べ、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ファンドは、Kensho Virtual Reality Index(配当込み、円換算ベース)の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、現物株式投資の代替で投資した株価指数先物取引等と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因により乖離を生じることがあります。

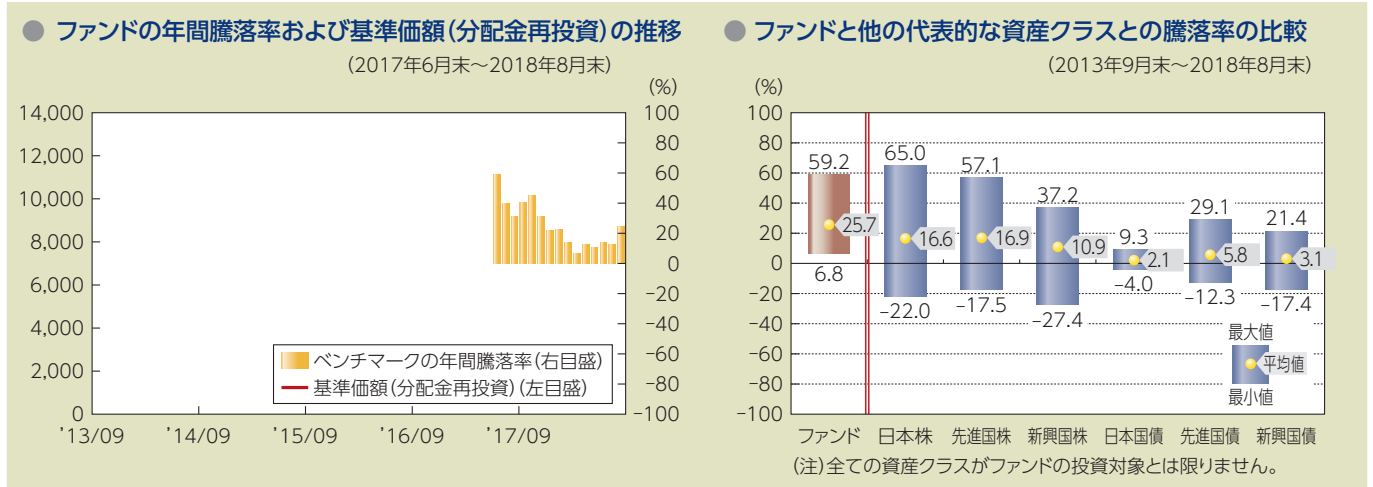
■リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的に関催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

ファンドの年間騰落率にはベンチマークを用いています。



- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ベンチマークは年間騰落率が算出可能な2017年6月からのベンチマーク騰落率を用いています。
- 有価証券届出書提出日現在、基準価額(分配金再投資)はありません。

ベンチマークの年間騰落率は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPIとは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村証券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村証券株式会社は一切関係ありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



運用実績

■基準価額・純資産の推移

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

■分配の推移

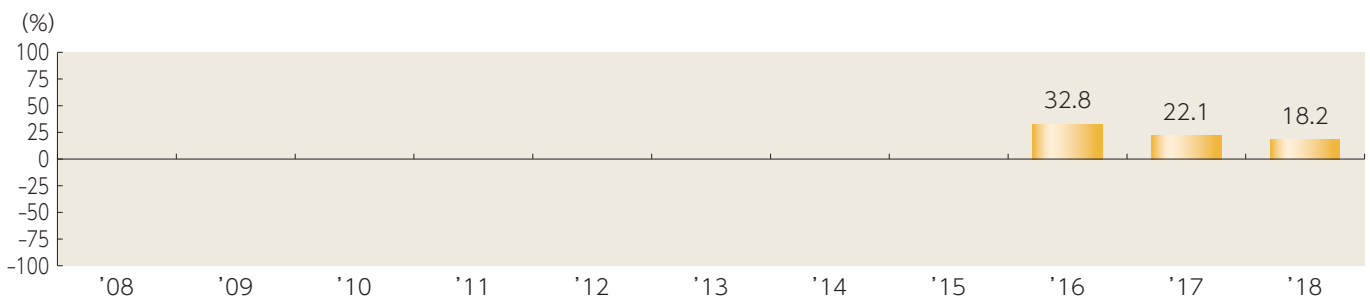
有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

■主要な資産の状況

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

■年間収益率の推移

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。
なお、以下はベンチマークの年間収益率です。



•2016年はベンチマーク算出日(2016年6月15日)から年末までの、2018年は年初から8月31日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



手続・手数料等

■お申込みメモ

 購入時	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	当初自己設定：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
 換金時	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
 申込について	申込不可日	次に該当する日には、購入・換金はできません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日
	申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
	購入の申込期間	当初自己設定：2018年12月3日 継続申込期間：2018年12月3日から2019年11月18日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、下記の信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。
 その他	信託期間	無期限(2018年12月3日設定)
	繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・受益権の口数が10億口を下回るようになった場合 ・対象インデックスが改廃されたとき ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年8月17日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2019年8月19日
	収益分配	年1回の決算時に分配金額を決定します。(分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。) 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	500億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.am.mufg.jp/)に掲載します。
	運用報告書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。	



手続・手数料等

■ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率0.7776%(税抜 年率0.72%)以内 をかけた額 ※消費税率が10%となった場合は、 年率0.792%(税抜 年率0.72%)以内 となります。																			
	1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)																			
	※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。																			
	信託報酬率(税抜)の合計ならびに配分は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。																			
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ファンドの純資産総額に応じて</th> <th colspan="4">信託報酬率(年率)</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500億円未満の部分</td> <td>0.72%</td> <td>0.37%</td> <td>0.32%</td> <td>0.03%</td> </tr> <tr> <td>500億円以上の部分</td> <td>0.71%</td> <td>0.36%</td> <td>0.32%</td> <td>0.03%</td> </tr> </tbody> </table>	ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率(年率)				合計	委託会社	販売会社	受託会社	500億円未満の部分	0.72%	0.37%	0.32%	0.03%	500億円以上の部分	0.71%	0.36%	0.32%	0.03%
ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率(年率)																			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社																
500億円未満の部分	0.72%	0.37%	0.32%	0.03%																
500億円以上の部分	0.71%	0.36%	0.32%	0.03%																
	<p>※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。</p> <p><各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>対価として提供する役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等</td> </tr> </tbody> </table>	支払先	対価として提供する役務の内容	委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等	販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等	受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等											
支払先	対価として提供する役務の内容																			
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等																			
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等																			
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等																			
その他の費用・手数料	<p>以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 <p>※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。</p>																			

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2018年8月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。



目論見書を読み解くガイド

<https://www.am.mufg.jp/service/faqpoint/index.html>